

9月定例教育委員会会議録

| | |
|-------|---|
| 開催年月日 | 令和5年9月27日(水) |
| 開催日時 | 午後3時00分 |
| 開催場所 | 別館3階大会議室 |
| 出席委員 | 職務代理者 木下 靖郎 委員 諫本 憲司 委員 古田 嘉寿美 委員 佐々木 美徳 |
| 出席参与 | 教育次長 高倉 保徳 教育総務課長 瀬口 英隆 スポーツ振興課長 梶原 秀一 学校給食課長 本川 明 |
| 書記 | 教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 渡辺 寛幸 |
| 附議議案 | 報告第19号 令和5年8月期寄附採納について 報告第20号 マイナビ ツール・ド・九州2023について 報告第21号 日田市大原公園内運動施設ネーミングライツ・ パートナーの募集について 報告第22号 日田市学校給食における食物アレルギー対応の 基本方針対応マニュアルについて |

| | |
|---------|---|
| 木下職務代理人 | <p>ただいまから9月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>初めに、8月定例教育委員会の議事録の確認でございますが、変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>ご了解いただけましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長職務代理人の一般報告につきましては、お手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。</p> <p>それでは議事に入りますが、今月は附議する議案がございませんので、報告事項について説明をお願いいたします。</p> <p>まず、報告第19号についてお願いします。</p> |
| 書 記 | <p>議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第19号 令和5年8月期寄附採納についてでございます。</p> <p>地区寄附の採納が1団体、1件でございます。大鶴地区でICTの支援などを行っております大鶴iPad塾の平川様から、電子黒板1台20万円相当及びオンライン会議や撮影時に背景合成として使用できるグリーンバックの持ち運び式クロマキースタンド1台3万5,000円相当を大明小中学校へご寄附いただいております。</p> <p>平川様は、大明中学校の卒業生で、教育環境の整備に役立てて欲しいということで、ご寄附いただいたものでございます。</p> <p>次に、一般寄附の採納が2名、2件でございます。1件目が、福岡県北九州市の古賀由美子様から、咸宜園教育研究センターへ、長三洲画水墨花卉図、五岳画枯木竹石図 双幅18万円相当を咸宜園の調査研究に役立てていただきたいということでご寄附いただいております。</p> <p>2件目が吹上町の小室知美様から、掛け時計1台、10万4,500円相当を朝日ヶ丘球場へご寄附いただいております。</p> <p>小室様のお父様が朝日ヶ丘球場をよく使っていらっしゃったので、時計を設置し活用して欲しいという申し出がありまして、ご寄附いただいたものでございます。</p> <p>8月につきましては以上3件、物品相当額が51万9,500円のご寄附でございます。</p> <p>報告第19号につきましては、以上でございます。</p> |
| 木下職務代理人 | <p>ただいまの報告につきまして、何かご質疑はございませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、報告第20号についてお願いします。</p> |

スポーツ振興課長

議案集の2ページをお願いいたします。

私から、報告第20号 マイナビ ツール・ド・九州2023についてご報告いたします。

来月、10月6日から9日にかけて行われる世界有数の自転車選手が出場いたしますサイクルロードレース「マイナビ ツール・ド・九州2023」につきまして、スタート時間が決定いたしましたので、改めてご報告させていただきます。

大会の最終日となります9日は、オートポリスをスタートし、大原八幡宮付近をゴールとする大分ステージが開催されます。

大会日程につきましては、ご覧のとおりでございます。主催はツール・ド・九州2023実行委員会と一般社団法人ツール・ド・九州でございます。

参加チームは18チームで、1チーム6名で構成されますので、選手は108名となり、8月17日に大会本部から18チームのうち12チームが発表され、この中には大分県内のプロサイクルチームであります「スパークルおおいた」も出場いたします。

また、9月16日に残りの6チームにつきましても発表され、国内チーム10チーム、海外チームが8チームとなっております。

次に、別添の黄色いA3の資料をお願いいたします。

大分ステージのコースにつきましては、赤い線でお示ししておりますが、オートポリスをスタートし、サーキット内を周回後、標高差700mを下る高速スプリントが見どころのコースで、最後は市街地の周回コースを5.5周して大原八幡宮付近のパン屋ビガロの前でフィニッシュをするということになっております。

オートポリスのスタート時間は11時30分で、ゴールまでのレース時間は約3時間を想定しております。

3ページをお願いいたします。

その他といたしまして、今回レース開催に伴い、コースとなる道路を中心に別添の資料にありますように、交通規制が実施されることになっております。

なお、コース沿道の事業所などには説明を行っておりまして、市民の皆様には9月15日号の広報ひたでお手元の資料を全世帯配布させていただいたところでございます。

また、市役所横の駐車場で表彰式やパブリックビューイングなどのイベントが開催され、大原八幡宮前から市役所までの間を歩行者天国とし、自転車や食のブースが設けられることになってお

| | |
|----------|--|
| | <p>ります。</p> <p>関連イベントといたしまして、10月8日、9日に「&TEN RYOー酔郷祭ー」と題し、日田市・九重町・玖珠町の食・酒・伝統文化等を紹介、また、8日につきましては、ラグビーワールドカップ2023パブリックビューイングが開催されることになっております。</p> <p>私からは以上でございます。</p> |
| 木下職務代理者 | <p>ただいまの報告につきまして、何かご質疑はございませんでしょうか。</p> |
| 諫本委員 | <p>個人的にも大変楽しみにしているのですが、当日は赤で引いているコースはもちろん通れないでしょうけれども、横断する車両などの対応はどうかされているのですか。</p> |
| スポーツ振興課長 | <p>歩行者については、横断は可能かと思いますが、コースの要所には立哨員や警備員がいらっしゃいますので、その方の指示に従っていただければと思っております。</p> <p>別添資料の裏面に周回コースの拡大図がございますが、中ほどの日田高校のところに緑色の矢印がございます。</p> <p>ここは、レース中であっても選手が通過していない時間につきましては車両も通すことにしております。</p> |
| 諫本委員 | <p>周回コースの赤いところを通る時間というのは、30分か1時間以内ぐらいでしょうか。</p> |
| スポーツ振興課長 | <p>周回コースにつきましては、今のところ1周15分程度を想定しています。</p> |
| 諫本委員 | <p>5周だと1時間ちょっとかかりそうですね。</p> <p>その間は緑のところ以外は車両も人の横断もできないということですか。</p> |
| スポーツ振興課長 | <p>例えば、道の反対側の向かいの家に行きたいということであれば、レースの展開を見ながら行くことができるかもしれません。</p> <p>けれども、北海道の事故がありましたので、現在、最終的な確認を行っている最中でございます。具体的な事例でこういった場合はどうするのかという最終的な取り決めはまだ伺っていない状況でございます。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>諫 本 委 員</p> | <p>青色の線が、迂回路のメインということですか。</p> |
| <p>スポーツ振興課長</p> | <p>メインといたしますか、おおよそ皆さんが通行するであろうという迂回路を示しておりますので、この周回コース内に入るのであれば、緑のところから中に入っていた方が良くと思います。</p> |
| <p>木下職務代理者</p> | <p>他にございませんでしょうか。 ないようでしたら、次に報告第21号についてお願いします。</p> |
| <p>スポーツ振興課長</p> | <p>議案集の4ページをお願いいたします。 報告第21号 日田市大原公園内運動施設ネーミングライツ・パートナーの募集についてご報告いたします。 ネーミングライツ・パートナーの募集につきましては、日田市とパートナーが連携及び協力することにより、市民サービス・施設の魅力を向上させるとともに、新たな財源の確保などを図っていくことを目的としております。 募集対象施設は、大原公園内にあります日田市陸上競技場、日田市総合体育館、日田市大原公園テニスコートの3施設でございます。対象施設の所在地は、ご覧のとおりでございます。 参考といたしまして、7ページに写真を付けておりますので、後ほどご覧いただければと思います。 応募資格といたしましては、日田市内に事務所・営業所を有する法人を対象とし、市税等を滞納していることなど、ご覧のアからエに該当するものは除かせていただくことにしております。 5ページをお願いいたします。 ウの日田市有料広告掲載基準第6条に該当するものにつきまして、四角で囲っておりますが、(1)民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者から、(16)の規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者までの事項に該当するものは除くことにしております。 契約条件といたしまして、今回募集する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行わないこと、利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないことなど、アからエまでの条件を付しております。 6ページをお願いいたします。 愛称付与の条件として、分かりやすさや呼びやすさなど、市民に理解が得られる愛称とすること、愛称のいずれかに「日田」</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>木下職務代理者</p> | <p>「体育館」「アリーナ」「競技場」「テニスコート」の字句を用いることとしております。</p> <p>ネーミングライツ導入に伴う費用負担につきましては、ネーミングライツ契約金のほか、愛称の変更に伴って生じます各経費のパートナー負担は、ご覧の表のとおりでございます。</p> <p>次に、募集期間ですが、令和5年10月2日から令和5年10月31日までとしており、10月1日号の広報で周知することとしております。</p> <p>また、ネーミングライツ・パートナーの選定方法といたしましては、日田市有料広告掲載要綱第17条の規定に基づく日田市有料広告審査委員会が決定することとなっております。</p> <p>この審査委員会の構成につきましては、本要綱第17条第2項の規定により、委員長の企画振興部長をはじめ、ご覧のとおりでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>決定及び公表につきましては、ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者と協議を行い、合意に至り次第、契約を締結するとともに、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について、広報ひた、市のホームページ等を通じて公表することとしております。</p> <p>契約締結後、パートナーが応募資格を喪失した場合又は信用失墜行為により本施設のイメージが損なわれる場合などにおいては、契約満了を待たずに契約を解除する場合がありますこととしておりまして、この場合におきましては、原状回復等の費用は、パートナーの負担としております。</p> <p>なお、日田市のネーミングライツを総括しております担当課の地方創生推進課と最終的な協議が長引きまして、ネーミングライツ・パートナー募集に際して重要な事項であります契約期間、契約金額につきましては、議案集に載せることができませんでしたので、ここで、大変申し訳ございませんが、口頭によりご報告させていただきます。</p> <p>契約期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、契約金額につきましては陸上競技場・総合体育館・大原公園テニスコートの3施設を一括して、年額200万円以上としております。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>ただいまの報告につきまして、何かご質疑はございませんでしょうか。</p> |
|----------------|---|

| | |
|----------|---|
| 諫本委員 | <p>契約期間や年間の契約金額をお聞きしましたけれど、各希望者がこれぐらいの金額で、こういうふうにやりたいということで応募した場合、問題がなければ金額の高いところから選定していくということになるのでしょうか。</p> |
| スポーツ振興課長 | <p>募集期間内に、契約期間3年、3施設一括して年額200万円以上という条件で申し込んでいただいた企業がございましたら、先ほど申しました審査委員会において、決定するという流れになっております。</p> |
| 諫本委員 | <p>3施設一括してという話なのですね。私は3施設別々かと思っていました。</p> |
| スポーツ振興課長 | <p>3施設で200万円以上になります。</p> |
| 古田委員 | <p>これは、初めて行うものなのですか。 今までにされたことはあるのですか。</p> |
| スポーツ振興課長 | <p>体育施設関係では初めてでございます。 観光課が所管している施設につきましては、ネーミングライツを導入しています。</p> |
| 佐々木委員 | <p>企業は1つで、名前が3つでもいいのですか。 契約は1社でしょうけれど、もしかしたら構成する企業が3社あって、1つずつ別の会社名を付けるということもあり得るのですか。</p> |
| スポーツ振興課長 | <p>3社連名で申し込んだ場合、どういった愛称が出てくるのかちょっと分からないのですけれども、委員がおっしゃるように、A社B社C社の名前が出てくる可能性もあると思います。 それについては、もう一度、審査委員会や担当の地方創生推進課と事前に協議させていただきたいと思います。 申込みがあった場合、できれば一緒の名前で申し込んでいただきたいという願いはしたいと思います。</p> |
| 木下職務代理者 | <p>他にございませんでしょうか。 ないようでしたら、報告第22号についてお願いいたします。</p> |

学校給食課長

私からは、本年9月に作成いたしました「日田市学校給食における食物アレルギー対応の基本方針対応マニュアル」の作成について、ご報告させていただきます。

別冊の対応マニュアルに基づいて説明させていただきます。

まず、アレルギー食対応のガイドラインにつきましては、文部科学省は平成27年3月に「食物アレルギー対応指針」を作成しております。

大分県におきましては、平成29年3月に「食物アレルギー対応の手引き／大分県版」を作成し、令和3年3月に改訂第2版を作成しているところです。

今回、日田市では、これまで学校ごとに対応を行ってまいりましたアレルギー対応につきまして、県が作成したマニュアルを基に統一の様式、アレルギー対応食における対応の単純化、転校や進学時における情報の共有化などを図ることで、事故防止策の見える化を図るため、市内統一のマニュアルとして作成したものでございます。

表紙の裏面をお願いいたします。

下から2段目の段落になりますけれども、本マニュアルは、大分県が作成いたしました改訂第2版の「学校・幼稚園・こども園・保育所における食物アレルギー対応マニュアル」を基本に、保護者や学校、栄養士、給食施設が連携を図り、安心・安全な学校給食を目指し、アレルギー対応に取り組むこととしております。

今回のマニュアルについては、今年度中に市内の各小中学校に周知を図り、令和6年度からの統一実施に向けて進めていきたいと考えております。

次に、基本方針についてご説明させていただきます。

基本方針につきましては、国の対応指針を参考に作成しております。

上段に記載しておりますが、食物アレルギーを有する児童・生徒にも安全性を最優先とし、安全・安心な給食を提供できる体制の構築に努めることとしており、6項目の方針を定めております。

具体的には、1としまして、大分県作成のマニュアルを基本にアレルギー対応に当たっては、医師の診断書「学校生活管理指導表」の提出を必須とすることにしております。

2としまして、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応、つまり、提供するかしないかを原則とすることとしています。

3としまして、学校給食施設の設備や人員等を考慮し、過度に

複雑な対応は行わないこととしております。

資料1ページをお願いいたします。

第1章では、食物アレルギー対応の基本的な考え方をお示ししています。

基本的な考えとしましては、先ほども申し上げましたが、食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、関係者が相互に連携し、組織的な取組を進めることとしております。

第2章では、食物アレルギー対応食提供に当たっての、学校給食での対応についてお示ししているところです。

食物アレルギー対応食の提供に当たりましては、調理前に除去することにより、アレルギー症状の誘発を回避できる児童・生徒を対象としています。

提供に当たっては、原因食物を提供するかしないかの二者択一を原則として、安全性を最優先として取り組むものであります。

3ページをお願いいたします。

食物アレルギーの対応レベルについてでございます。

対応レベルにつきましては、作業の難易度を示すものではなく、区分として考えていただければと思っております。

レベル1の詳細な献立表対応から、レベル4の代替食対応までの4つに区分して対応していきます。

5ページをお願いいたします。

学校給食における具体的な食物アレルギー対応としまして、主なアレルギー対応の考え方をお示ししております。

重篤度の高い原因食物でありますそばと落花生については、受配校にそばと落花生のアレルギー対応者がいる場合、給食には使用しないこと、1回の給食では複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮すること、また、同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、1週間の間にその原因食物が複数回使用されることがないように配慮することなどでございます。

以下は、各レベルの具体的な取組をお示ししているところでございます。

資料11ページをお願いいたします。

アレルギー対応におけるフローチャートや対応のための基本的な手順をお示ししております。

先ほども申しましたとおり、市ではこれまで学校ごとに対応しておりましたアレルギーに対する対応につきまして、県が策定したマニュアルを基に統一の様式、アレルギー対応食における対応の単純化、アレルギーごとの対応食、個人ごとの複雑な対応食には対応しないこと、転校や進学時における情報の共有化などを図

| | |
|---------|--|
| | <p>ることで、事故防止策の見える化を図っていきたいと考えております。</p> <p>私からは以上でございます。</p> |
| 木下職務代理者 | <p>ただいまの報告につきまして、何かご質疑はございませんでしょうか。</p> |
| 諫本委員 | <p>理解しにくいところも少しあるのですが、来年4月から市の統一の対応マニュアルを実施するに当たって、給食センターや調理場の対応作業で、何か変化がありますか。</p> |
| 学校給食課長 | <p>マニュアルの7ページをお願いできますでしょうか。</p> <p>こちらに現在の給食センター、天瀬、前津江、津江の調理場で行っている内容を記載しております。</p> <p>例えば、レベル1の詳細な献立表、要は比較的軽いアレルギーをお持ちのお子さんなどにつきましては、献立表を見ながら保護者やご本人が、今日はこれが食べられないと把握していただくという対応をしているところです。</p> <p>また、レベル2の弁当対応につきましては、重篤度の高いお子さんなどは給食を食べるのが怖いので、保護者の対応で、お弁当を各家庭から持ってきていただいているところでございます。</p> <p>レベル3、レベル4につきましては、天瀬調理場は実際対応しているという状況があります。</p> <p>その施設が作っている給食の数や調理員の数などを踏まえて、できることできないこと、できる時でもご本人のアレルギーの状況がどうだということ、これまでは、学校と保護者の中で決まったことを調理場に持ち込むという形だったものを、関係者が全て分かり合うような形のものを作り、今後は統一的にアレルギーに対する取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>施設的に対応ができないところに無理やり対応を求めるということはできませんので、そういった点を踏まえ、連携を図りながら、どういった対応ができるのかということで統一した形を作ったものが今回のマニュアルということになっています。</p> |
| 諫本委員 | <p>日田市全体で対応することで、子どもたちにとってサービスが落ちるということではないということですね。</p> |
| 学校給食課長 | <p>サービスが低下するとは考えておりません。施設が古いところもあり、今後新しく更新するということになれば、どこまでアレ</p> |

| | |
|---------|---|
| 佐々木委員 | <p>アレルギーの対応ができるのかということ、それでも全てのアレルギーに対応することはできませんので、基準をここでしっかり作ったと考えております。</p> |
| 学校給食課長 | <p>市長が給食費無償化という公約をしていますね。それに、施設を改修するということになったとき、また新たに予算が発生したりすることも考えられます。</p> <p>それと中津市や別府市は、アレルギー対応をしていると聞いたことがあるのですが、他の市は大分県のマニュアルでやっているのですか。</p> |
| 木下職務代理者 | <p>今の施設は既に20年以上経っていますので、改修などについては、今後計画を作って対応していく必要があります。</p> <p>その時に、全部の施設をそのまま更新するのか、あるいはある程度再編ということも考えていくのか、そこは今後、考えていく必要があると考えております。</p> <p>2つ目の別府市、中津市での対応という部分でございます。</p> <p>今回、このマニュアルを作る中でも別府市などの状況を確認させていただきました。</p> <p>別府市では、多くの児童、生徒の給食につきましては、外部委託で対応をしておりますが、今まで使っていた調理場を1ヶ所改修し、アレルギーの児童、生徒用の給食を作る施設を新たに作ったと聞いております。</p> <p>中津市につきましては、これまで2つが直営、2つが外部委託だったものを来年度から全部外部委託にしまい、その中で、業者の対応として、アレルギーの部分についても全てが対応できる訳ではございませんけれども、できる部分については対応していくということを聞いております。</p> |
| 教育総務課長 | <p>他にございませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、報告につきましては、以上となります。</p> <p>続いて、その他についてお願いします。</p> |
| 木下職務代理者 | <p>次回の定例教育委員会の日程についてでございます。</p> <p>10月期の定例教育委員会の日程についてでございますが、10月26日木曜日の13時30分から勉強会、15時から定例教育委員会をお願いしたいと思います。</p> <p>10月定例教育委員会の日程につきましては、ただいまの説明</p> |

のとおり、10月26日木曜日ということですが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにお願いいたします。

その他に何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、以上で9月期定例教育委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

終了時刻：午後3時40分